

## 桜井市難病患者等用日常生活用具一覧

(令和7年4月1日時点)

☆:介護保険制度対象用具のため、介護保険制度が優先されます。

用具	対象者	限度額(円)	基準年数	備考
☆特殊寝台	寝たきりの状態にある方	154,000	8年	
☆特殊マット	寝たきりの状態にある方	19,600	5年	
☆エアーマット (褥瘡予防)	寝たきりの状態にある方	85,000	5年	
☆特殊尿器	自力で排尿できない方	67,000	5年	
☆体位変換器	寝たきりの状態にある方	15,000	5年	
☆移動式リフト	下肢又は体幹機能に障害のある方	159,000	4年	
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある方	159,200	8年	
☆入浴補助用具	入浴に介助を要する方	90,000	8年	
☆便器	常時介助を要する方	4,450	8年	手すりなし
		9,850		手すり付
特殊便器	上肢機能に障害のある方	151,200	8年	
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8年	
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある方	36,000	5年	
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	56,400	5年	
自家発電機等 (人工呼吸器等の予備電源)	在宅で人工呼吸器等を使用する方	100,000	5年	自家発電機またはカーベルバータ
		80,000		ポータブル電源または蓄電池
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な方	170,100	5年	